

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業 職金 済制度

「中退共」で検索!
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

低所得の子育て世帯に 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援として給付金を支給します。詳細はお問い合わせください。

▼給付額 子一人当たり一律5万円

○ひとり親世帯の場合

▼対象 次の①～③のいずれかに該当する方（「その他の世帯分」の受給者は対象外）

①令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方（支給済）

②公的年金等を受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

マイナンバーカード交付の休日窓口のご案内

次の日程で休日窓口を開設します。平日にマイナンバーカードの受け取りができない方は、この機会をぜひご利用ください。

なお、ご利用の際は必ず事前予約をお願いします。（当日の予約はできません）

※予約がない場合は窓口は開設しません。

○その他の世帯の場合

▼対象 次の①または②に該当する方（「ひとり親世帯分」の受給者は対象外）

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和3年度分の住民税が非課税の方（申請不要、7月支給予定）

②令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児の場合は20歳未満）の養育者であつて、次のいずれかに該当する方（令和4年2月末までに生まれる新生児等も対象）

・令和3年度の住民税が非課税の方
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

▼申込み・問合せ 住民生活課 戸籍住民係 ☎(7)6908

町内在住の方も対象です!! 移住定住促進住宅取得 等補助金のご案内

自ら居住するための住宅取得や増改築をした方に、予算の範囲内で補助金を交付します。申請する方は事前にご相談ください。

▼対象

・町税等の滞納が無い方
・申請者が満45歳未満である方（増改築の場合は除く）
・増改築（25㎡以上）の場合、住宅に移住する満45歳未満の方がいること など

▼面積要件

住宅の延べ床面積が次の要件（一般型誘導居住面積水準）を満たすこと

- ・単身世帯の場合 55㎡以上
- ・2人以上の世帯の場合 25㎡×世帯人数+25㎡以上

▼補助金額（交付限度額50万円）

○基本額

- ・新築住宅 30万円
- ・中古住宅 30万円
- ・増改築（25㎡以上） 20万円
- 加算額（町内事業者施工のみ）
- ・新築住宅 20万円
- ・増改築 10万円

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎(7)6955

特定空家等解体費 補助金のご案内

適正に管理されず放置され、老朽化した危険な空き家が増加し、倒壊の危険や草木の繁茂等による景観の悪化が問題となっています。周辺住民等の安全や生活環境の保全のため、予算の範囲内で特定空家等の解体費用を補助します。

▼対象

そのまま放置すると倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある建物等で、町空き家対策審議会により特定空家等と認定されたもの

▼要件

- ・町内に在する特定空家等であること
- ・不動産業を営む者の所有する建物ではないこと
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・町内に事務所を有する業者が工事を行うこと

▼補助金額 補助対象費用の2分の1以内（上限50万円）

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎(7)6955

